

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

6 共通目的事業のあり方

意見	個人／団体
<p>現状の比率、目的で維持することが妥当と考える。 共通目的事業は、全ての権利者が特定できないことから「間接的な分配」としての意味合いを持っている。その点から見れば、必ずしも権利者のみを対象として使われていないとの批判もあるが、権利者の辺縁にいる新人クリエイターに対する助成など、広義に権利者全体の利益に使われることは、この制度の社会的な意義に照らせば趣旨に合致していると思われる。 また事業の透明性をより確保する意味から、事業内容の公開などを義務付けるなどの措置は必要である。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)</p>
<p>現状の比率、目的で維持することが妥当と考えます。</p>	<p>演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest</p>
<p>現状の比率、目的で維持することが妥当と考えます。</p>	<p>演奏家団体 パブリックインサード会</p>
<p>共通目的事業は、全ての権利者が特定できないことから「間接的な分配」としての意味合いを持っている。その点から見れば、必ずしも権利者のみを対象として使われていないとの批判もあるが、権利者の辺縁にいる新人クリエイターに対する助成など、広義に権利者全体の利益に使われることは、この制度の社会的な意義に照らせば趣旨に合致していると考えられ、現状の比率、目的で維持することが妥当と考える。また事業の透明性をより確保する意味から、事業内容の公開などを義務付けるなどの措置は必要であると考えます。</p>	<p>社団法人音楽制作者連盟</p>
<p>現在、私たち権利者に対する補償金は個々の権利者にも見合った形で一定の額が分配されています。その他に共通目的助成事業として使われ、その助成金を私たち日本音楽家ユニオンでは、毎年プロの音楽家による演奏を僻地の子どもたちに生音楽を届けるなど有効に使われています。 この補償金制度を今まで以上に広く世の中に広報し、消費者、メーカーそして私たち権利者それぞれの制度存続の理解を得て、健全な著作権思想が発展することを望みます。</p>	<p>日本音楽家ユニオン</p>
<p>現在、私たち権利者に対する補償金は個々の権利者にも見合った形で一定の額が分配されています。また共通目的助成事業という形で私たち日本音楽家ユニオンでは生音楽の振興として僻地の子どもたちに音楽を聴かせるなど有効に使われています。 この補償金制度については今まで以上に広く世の中に広報することによって消費者、メーカーそして私たち権利者にとっても有意義なことであると考えます。</p>	<p>日本音楽家ユニオン 関東地方本部</p>
<p>共通目的事業は今後も継続すべきである。 私的録音録画は、個人的又は家庭内で行われるという性質上、私的録音録画補償金を100%正確に分配することは困難である。従って、共通目的事業の必要性は現在においても失われておらず、すべての権利者に対し間接的に分配するという措置は引き続き有用であると考えます。</p>	<p>社団法人日本音楽著作権協会</p>
<p>法案自体にもいくらか疑問があります。 95ページ(3)「共通目的事業」の欄ですが、そこに書かれていることを読む限りでは原作者に収入が入らないように取れます。もしこれが私の考え通りなら、お金はどこに行くのでしょうか？ 原作者の手元に入らないお金に本当の意味があるのでしょうか？ 個人的な考えでは、原作者の収入が安定するような事を議論するべきではないかと思うのです。 たとえば、「book off」に代表される中古本売り店ですが、そこで買った中古本の収入は一切原作者に入りません。小説や音符などは住み分けができてますしまだまだ影響が小さいでしょう。 しかし、マンガなどのコミック本は致命的です。 マンガの市場の中に、中古本売り場は完全に同化し、なお勢力を伸ばしているのです。 これをほっておいていいのでしょうか？ この事実によって有能なクリエイターがいくらか埋没したかもしれません。 即刻、古本売り場になんらかの制約を設けるべきです。あるいは原作者に収入の入るシステムを組むか。 話がそれ気味なので戻しますが、要するに私の言いたいことは「用途のあやふやな場所に金を入れるより原作者にわたしてやれ!」ということです。 どうか、お願いします。 日本のサブカルチャーの十年二十年先を考えるのなら、今回の法案は再検討してください。 そしてどうか原作者への最大の優遇を。今回の規制は一見原作者を保護しているようですが既存の、またはまだ見ぬ才能を潰すことになりかねないのです。 ただただ懇願する次第であります。 どうか、再考を。</p>	<p>個人</p>
<p>P141記載の、「共通目的事業の割合について、正確な分配ができないこと等の理由からこの割合を引き上げるべきであるとの意見」に賛成です。 但し、その用途については、用途について補償金を受け取った団体、イベントを公開し、透明性を確保することが絶対条件です。</p>	<p>個人</p>
<p>協会の事業の透明性を確保するために、共通目的事業に配分された金額と個々の活動内容とその使用金額の明細を公開することを義務化して下さい。 その際の公開方法はインターネットなどの電子的方法も使用し、広く一般の人々が閲覧・参照・引用できるように義務付けて下さい。</p>	<p>個人</p>
<p>著作権及び著作権隣接権の保護、著作物の創作振興及び普及等のために、有効に利用できるよう貴重な制度なので、ぜひ、継続してほしい。</p>	<p>個人(同旨3件)</p>
<p>著作権及び著作権隣接権の保護、著作物の創作振興及び普及等のために、有効に利用できる貴重な制度。共通目的というフィールドの中で、世のため人のために貢献すべきです。より豊かな著作権思想を育み、より優れた知的文化立国を目指すべく努力をする必要があると考えます。</p>	<p>個人</p>

<p>「2-5. 補償金制度のあり方について(仮に補償の必要性があるとした場合)(第5節関係)」 「(5)その他の点の見直し」については、「権利者全体の利益のための共通目的事業」という前提が誤りであり、「補償を受けるに相応しい権利者のため」と改めるべきではないでしょうか？ 多様な価値観を考慮せず、無理矢理、「全体」などという曖昧な存在へと総括し、支払う意義を見出せせず、興味も抱けない作品を輩出された、高名なかつ高収入な著作権者にまで、零細な個人から無原則に搾り取った「補償」を分配していることには、激しい怒りを禁じません。</p>	個人
<p>○140ページ、6 共通目的事業のあり方 ●私的録音録画をおこなっていないにもかかわらず、記録メディア等を購入することによって補償金を支払っている人も少なからずいると考えられるので、「権利者のみならず、広く社会全体が利益を受けるような事業への支出」はむしろ、何割かをそのように使うと定めるべきではないのか。たとえば共通目的事業が全体の2割であるならば、同じく全体の1割をそのように使う、など。</p>	個人
<p>●140ページ「6 共通目的事業のあり方(2)見直しの要点」の項目 上記に対して意見があります。 協会の事業の透明性を確保するために、共通目的事業に配分された金額と個々の活動内容とその使用金額の明細を公開することを義務化して下さい。 その際の公開方法はインターネットなどの電子的方法も使用し、広く一般の人々が閲覧・参照・引用できるように義務付けて下さい。</p>	個人
<p>・振興普及事業についての要請 全国民が潜在的に何らかの権利者である以上、全ての権利者、つまりは全国民の利益となる事業を要求する。 特に権利者団体やその所属権利者など一部の権利者にのみ利益が発生する事業の実施は認められない。また、事業内容、実施の形態についての透明性の確保も併せて要求する。 特に、権利者団体に加入していないなど、社会的に弱い立場の権利者に利益が分配されることを望む。奨学金やプロジェクトに対する投資など、アマチュア育成事業を行ってみたいかどうか。</p>	個人
<p>きちっと使ってくれば良いと思います。</p>	個人
<p>共通目的事業は維持するべきである。 中間整理にある「二割を引き上げる」という意見にも賛成である。補償金は権利者を特定して分配できないことから、この共通事業を活用して著作権・著作隣接権の保護、著作物の創作振興・普及に努めていただきたい。 そして利用者の理解を得るためにもっと広報に力を注いでほしい。利用者がこの制度を認知していれば、わずかな補償金を支払うことで私的複製ができることに反対はしないであろう。</p>	個人
<p>個々の利用者の録音録画の実態を把握することが困難であることに加え、何層にもわたる団体／組織を経て権利者に分配されることから、結局その配分実態はまったく不透明なものとなっています。補償金を支払わされている消費者にとって、この不透明さこそが制度への不信の根源であると考えます。 よって、(原則的には本制度の廃止を求めますが)仮に本制度を改革した上で維持するとした場合には、共通目的事業の割合を大幅に引き上げるか、いっそのこと、すべてを共通目的事業に使用することとしたほうが望ましいと考えます。 その際には、事業内容の検討の段階から、透明性を確保することが前提となります。</p>	個人